

香川県報



第 15 号

平成 16 年

2月24日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

保安林の指定の解除予定

（みどり整備課）

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

（障害福祉課）

知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

（ ）

児童福祉法の規定による事業の廃止の届出

（ ）

都市計画の変更

（都市計画課）

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（ ）

大規模小売店舗の新設の届出

（経営支援課）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）

（ ）

土地改良区の定款の変更の認可（二件）

（土地改良課）

警察本部告示

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正

選挙管理委員会告示

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

告示

香川県告示第百五号

六

五

四

三

二

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市引田字川向三〇一一の六・三〇一九の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び東かがわ市事業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇四 〇〇四〇〇	グループホーム仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三三号	社会福祉法人善通寺福 祉会 理事長 加納恒徳	平成十六年 二月十五日	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇四 〇〇四一八	仙遊荘デイサービス センター 善通寺市仙遊町二丁目 三番四三三号	社会福祉法人善通寺福 祉会 理事長 加納恒徳	"	通所介護
三七七〇一	居宅介護支援事業所よ	有限会社弦打	平成十六年	居宅介護

〇二七九〇 りあい 高松市郷東町二二番地 一一	取締役 加藤永子 高松市郷東町二二番地 一一	二月十六日 支援
----------------------------------	------------------------------	----------

香川県告示第七七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇一 一〇〇八九一 一四	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	株式会社大讀総業 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	平成十六年 一月三十一 日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第八八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇二 一〇〇八九一 一三	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	株式会社大讀総業 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	平成十六年 一月三十一 日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第九九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 及び主たる 事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇八九一 一一	ワンハート介護サ ービスセンター 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	株式会社大讀総業 綾歌郡飯山町東坂 元二〇〇四番地二	平成十六年 一月三十一 日	児童居宅介護

香川県告示第一百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・三〇八 府中川津線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

公 告

香川県公告第五五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十六年二月二十四日

一 申請のあった年月日
香川県知事 真 鍋 武 紀
平成十六年二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 トータル・サポート香川
鷺岡 隆
高松市新田町甲一八一六

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県民に対して、犬、猫などのペット用動物の虐待や遺棄行為の防止、保護活動及び販売行為目的の動物の近親繁殖と血統書偽造防止活動、盲導犬、レスキュー及び介助、セラピー等々の動物育成、リタイアメント保護に関する事業を行い、動物の生命とペット愛好者の保護を図る事によって、ペット用動物等々との円滑な共生社会環境基盤整備に寄与する事を目的とする。

香川県公告第百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十六年二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 石の里広島
横瀬 實

丸亀市広島町青木五四九番地

三 定款に記載された目的

本会は、地域社会を豊かで住みよくするための民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

香川県公告第百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ
高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ栗熊店

3 綾歌郡綾歌町栗熊字下河西四五ほか
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ
高松市円座町一〇〇一番地

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十月十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六〇五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
九〇台

(二) 駐輪場の収容台数
四九台

(三) 荷さばき施設の面積

一〇六・六二三平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の容量
二三・八一三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前零時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十分から午前零時二十分まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日
平成十六年二月十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
綾歌町経済課

2 縦覧期間
平成十六年二月二十四日(火曜日)から同年六月二十四日(木曜日)まで

四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年六月二十四日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び綾歌町経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容

2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
香川県公告第百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告
平成十五年香川県公告第五百七十一号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン十川ショッピングセンター北エリア
高松市十川東町字佐古四三番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年二月二十四日（火曜日）から同年三月二十四日（水曜日）まで

香川県公告第九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十五年香川県公告第五百七十二号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン十川ショッピングセンター南エリア

高松市十川東町字佐古五四番ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工市政課

2 縦覧期間

平成十六年二月二十四日（火曜日）から同年三月二十四日（水曜日）まで

香川県公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市柞田土地改良区の定款の変更を平成十六年二月六日認可した。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市一ノ谷土地改良区の定款の変更を平成十六年二月六日認可した。

平成十六年二月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

警察本部告示

香川県警察本部告示第一号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成十六年二月二十四日から施行する。

平成十六年二月二十四日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

一 の△を次のように改める。

△ 香川県高松北警察署印

△ 香川県丸亀警察署印

一 の□を次のように改める。

□ 香川県坂出警察署印

□ 香川県丸亀警察署印

□ 香川県丸亀警察署印

一 の才を次のように改める。

才 香川県丸亀警察署印

才 香川県丸亀警察署印

才 香川県丸亀警察署印

才 香川県丸亀警察署印



一のマ及びケを次のように改める。

マ 香川県琴平警察署印



311,513円」

に改める。

ケ 香川県高瀬警察署印



選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党大川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年二月二十四日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

政党の支部の部自由民主党大川支部のうち2中

「 2 女庄の総額 240,513円」 を

「 2 女庄の総額 311,513円」 に改め、

同部自由民主党大川支部のうち3中

「 3 翠井への繰越額 435,745円」 を

「 3 翠井への繰越額 364,745円」 に改め、

同部自由民主党大川支部のうち5中

「 合 計 240,513円」 を

「 その他の経費 71,000円

平成十六年二月二十四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料500円、送料250円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています